

解除条件付土地無償譲渡契約書



譲渡人 今治市（以下「甲」という。）と譲受人 学校法人加計学園（以下「乙」という。）は、平成 29 年 2 月 13 日付けで締結した岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書に基づき、土地の譲渡について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約物件）

第 2 条 甲は次に掲げる土地（以下「契約物件」という。）を、原状のまま乙に無償にて譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

所在地番	地目	地積 (㎡)
今治市いこいの丘 1 番 3	宅地	32,955.01
今治市いこいの丘 1 番 4	宅地	10,990.65
今治市いこいの丘 1 番 5	宅地	7,033.72
今治市いこいの丘 1 番 6	宅地	10,263.50
今治市いこいの丘 1 番 7	宅地	11,214.23
今治市いこいの丘 2 番	宅地	63,137.59
今治市いこいの丘 4 番 1	宅地	483.92
今治市いこいの丘 4 番 3	宅地	32,183.45
計		168,262.07

（使用目的）

第 3 条 乙は、この契約の効力が発生した日から 20 年間は、契約物件を岡山理科大学今治キャンパスの大学校舎及びこれに関連する必要な施設の用地として使用しなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第 4 条 契約物件の所有権は、今治市議会の議決を得て本契約となった日に、甲から乙に移転するものとする。

- 2 契約物件の所有権が移転した後、甲は速やかに、この契約に基づき契約物件の所有権移転登記を行い、乙は、これに協力するものとする。
- 3 契約物件は、第 1 項に規定する所有権の移転と同時に、甲から乙に引渡しがあったものとする。

（権利の譲渡制限）

第 5 条 乙は、契約物件を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。ただし、公益的な利用のため又は大学運営に必要となる、若しくは密接に関連する事業のために貸し付ける場合は、この

限りでない。

(周辺環境への対応)

第6条 乙は、契約物件の使用について、適切な樹木管理や騒音防止等、近隣住民に迷惑がかからないように努めるとともに、トラブル等が生じたときは、責任をもって対応しなければならない。

(調査協力義務)

第7条 甲は、契約物件について現地の立入り調査を含め、随時その使用状況を調査することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

(解除条件)

第8条 平成49年3月2日までに平成29年2月13日付けで甲と乙が締結した岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書が解除されたときは、この契約に基づく所有権移転はその効力を失う。

(解除条件の登記)

第9条 前条に定める解除条件（以下「解除条件」という。）は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第59条第5号に基づく登記の目的である権利の消滅に関する定めであり、甲及び乙は当該解除条件を登記することに承諾する。

2 乙は、この契約締結と同時に前項の解除条件を登記することに同意する承諾書を甲に提出しなければならない。

(失効後の登記)

第10条 乙は、解除条件が成就したときは、甲の指示する期日までに、甲の指示する契約物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 前項の所有権移転登記に必要な費用は、甲の負担とする。

(解除条件の成就による効果)

第11条 解除条件が成就したときは、乙は甲が指定する日までに契約物件に存する建築物その他の工作物を乙の費用負担にて撤去し、原状に回復したうえで甲に契約物件を引き渡さなければならない。ただし、甲が特に認めた物については、原状の回復をしないことができる。

2 解除条件が成就したときから乙が甲に契約物件を引き渡す日までは、乙は、契約物件を使用する対価相当額の損害賠償金として、月額、当該契約物件の固定資産評価額相当額の1000分の3に相当する額を甲に支払わなければならない。

3 解除条件が成就した場合において、乙は、この契約締結のために支出した費用及び契約物件に投じた必要費、有益費等の費用並びに本件土地建物にかかる公租公課を甲に請求することはできない。

(かし担保)

第12条 乙は、この契約の締結後、契約物件に隠れたかしを発見した場合であっても甲に対し損害賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第14条 この契約に特別に定めるもののほか、この契約及び所有権移転登記に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)


第15条 この契約に記載のない事項及び契約書の条項の解釈について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。


(裁判管轄)

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく裁判の第一審の専属管轄は、松山地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

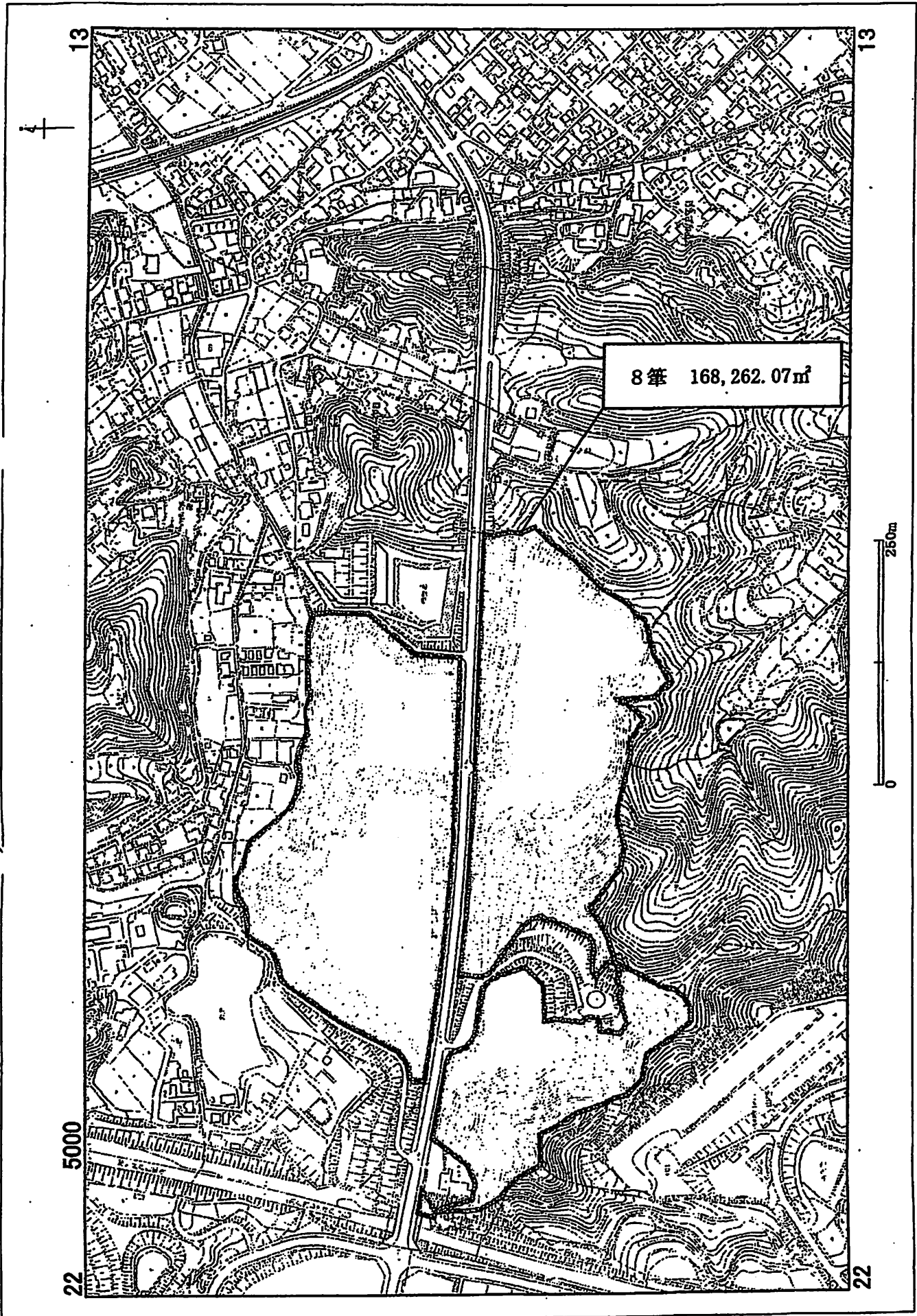
平成 29 年 2 月 13 日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1  
今治市  
今治市長 菅 良  印

乙 岡山県岡山市北区理大町1番1号  
学校法人 加計学園  
理事長 加 計 晃太郎  印

付帯条項

- 1 この契約は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、今治市議会の議決を得た時に本契約となる仮契約とする。
- 2 甲は、今治市議会において議決が得られなかった場合において、乙に対し、いかなる責任も負わない。



13

13

5000

22

22

8筆 168,262.07㎡

0 250m